

## 第33回 鹿島市農業委員会定例総会 議事録

1、開催日時 令和4年1月5日(水) 午後1時30分 ～ 午後4時25分

2、開催場所 鹿島新世紀センター 2階会議室

3、出席委員 12名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

4、欠席委員 0名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

5、議事日程

①第1 議事録署名委員の指名 6番 大町 朝子 委員 7番 坂本 理一 委員

- ②第2 報告第 76号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について  
 議案第 152号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について  
 議案第 153号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について  
 議案第 154号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について  
 議案第 155号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画  
 について  
 議案第 156号 令和3年度第2回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの  
 判断について  
 議案第 157号 下限面積(別段の面積)の設定について

6、農業委員会事務局職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名
事務局長	田中 宏幸	主 査	田中 荘子
局長補佐	高田 浩平	書 記	植松 優太

◎農業委員出席簿

席順	委員名	出席	席順	委員名	出席
1	三原 一義	○	7	坂本 理一	○
2	中牟田 安彦	○	8	廣瀬 幸治	○
3	中村 正信	○	9	中村 博之	○
4	木下 英春	○	10	山口 和子	○
5	江頭 武寛	○	11	松浦 秋行	○
6	大町 朝子	○	12	織田 博吉	○
			計	12名	12名

◎農地利用最適化推進委員出席簿

担当地区	農地利用最適化推進委員名	
南川・筒口・大殿分・貝瀬・土穴・本城	山口 茂喜	
中村・土井丸・森・組方・本町・乙丸	中尾 雅明	

## 7. 会議の概要

事務局	<p>皆さん、明けましておめでとうございます。只今から第33回（令和4年最初の）農業委員会定例総会を開きます。今年もよろしくお願ひいたします。総会に入る前に本日の点呼を取らせていただきます。（1番三原委員から12番織田委員まで点呼をし、全員の参加を確認。）本日の出席委員は12名全員です。次に議事録署名人を指名いたします。6番の町委員と7番の坂本委員にお願ひ致します。どうぞよろしくお願ひ致します。審議に入ります前に、議事進行について、いつもの注意を4点ほどいたします。1点目です。各自意見・質問等をされる場合は、必ず挙手をし、議長の指名があつてから、その席で自分の議席番号と氏名を述べ、意見・質問を全員に聞こえるように言ってください。また、議事に関することのみを簡潔にお願ひいたします。2点目です。審議に入りましたからの私語はこれをきつく禁止といたします。3点目です。市役所内はごく一部の指定された区域を除いて禁煙となっています。審議の進捗状況を見ながら議長の判断によりまして、休憩時間を取り入れていきますのでご協力ください。なお、トイレにつきましては制限ありませんけれども、起立して議長席の方へ軽く会釈をしてから退席し、用を済ませたら速やかにお戻りください。4点目です。農業委員会等に関する法律第31条に委員の議事参与の制限規定がございます。提案される議案の中に親族の場合は6親等、姻族の場合は3親等になる者に関連する議案があつて、これを審議・採決するときは、特に指示を致しませんが、自主的にこの会議場から退席してください。後でその事実が判明した場合は、許可の取り消しとか罰則を受けることがございますので、ご注意をお願ひ致します。以上については、個々が自覚し会議場のマナーとしてご協力をお願ひします。では、慣例によりまして会長に議長をお願ひします。</p>
会長	<p>改めまして、皆さん明けましておめでとうございます。正月久々に3日間天気が良かったので、早速農作業に勤しまれた方もおられるのではないのでしょうか。健やかな正月を迎えられたのではないかと拝察しています。昨年を振り返ってみますと念願でありました荒廃園対策の放牧事業がスタートを切ることができました。ここまで来るのに実質3年位掛かりましたけれども、これも一重に皆さん方のご協力をいただいた結果だと思ひます。特に担当地区であられた三原委員を始め、ご苦勞いただいたことにお礼を申し上げたいと思ひます。新年を迎えますが、寅年ということで虎にまつわる話がないかなと思ひていましたら、今日届いた年賀状に今年こそは新しい年にトライすると書かれていまして、これ位しかネタがありませんでした。</p> <p>それはそれですが新聞等で報道されているように、コロナがまた急に沖縄等で増えてきました。先程、副市長に挨拶に行ってきたのですが、子供さんが沖縄におられるということで正月休みと休暇を取って孫に会いに行こうと思ひていたそうですが、とても行ける状況になくて残念だつたとおっしゃっていました。沖縄は特に米軍の駐留基地になっていますので、新聞にあるように治外法権の世界で、米軍ありきの世界でございますから好き勝手なことが依然として巷であつているという話を聞きますし、繁華街に行きますと大勢の外国人が遊んでいますので心配だと思ひています。</p> <p>また、新聞には総理が伊勢神宮にお参りされたという記事が載っていました。私も以前から（1月4日に参拝されることを）気になっていました。伊勢神宮は国の元締め神社であるからということもありませんが、五穀豊穰を願ひに農林水産大臣を伴って行かれていたのだと思ひていました。これは昨日市長から聞いたのですが、本来の伊勢神宮参りは昔から無礼講の世界で、何をしに行つていたのかということとそれぞれの土地の産品、特に米だつたようですが、これを旅の途中途中で交換していたのか、盗まれていたのか分かりませんが、持ち帰られて新たな品種になつていったという話で、その中で最も知られているのが酒米の山田錦で、何故山田錦かということ伊勢神宮の近くに山田という地名の村落があり、その米から山田錦という酒米がスタートしたということでした。色んな人が参拝されたでしょうから命の根源の農産物（種子）だけではなく、人によっては良か女性も連れて帰られたのではないかなと思ひて</p>

	<p>いたところでした。(笑) 新たな年を迎えまして任期は残り少なくなりましたけれども、皆さんと共に農業委員会としての仕事の立場をもう一度顧みながら進めていきたいと思えます。後だって局長の方から先月に相談しておりました最後の視察研修の話をさせますので、ご意見を賜りたいと思えます。ちょっと長くなって、くだらない話になりましたが挨拶に代えたいと思えます。</p> <p>今日は報告1件と議案が6件となっています。それでは報告事項から入っていきたく思えます。報告第76号「農地法18条6項の規定による解約報告について」事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>総会議案・説明資料の1頁から5頁をご覧ください。報告第76号について説明いたします。記載のとおり18件となっています。合計の筆数が40筆で面積が55,457平米となっています。内訳は田が37筆で、54,460平米です。畑は3筆で997平米となっています。解約事由は双方合意による借人変更のためが7件。借人からの申し出のためが1件。貸人からの申し出のためが4件。中間管理機構へ貸付予定のためが1件。あっせんのためが1件。農地法第3条申請のためが2件。同じく第5条申請のためが1件となっています。なお、借人変更となっている9件のうち、8件は新しい借人の方が決まっております、第155号議案に新しい借人の方が上がっています。17番は3筆の内1筆は新しい借人の方が決まっていますが、2筆は決まっておりませんので、新しい借人を探してもらっています。中間管理機構へ貸付予定となっている13番は来月の総会に議案として上がってくるようになっていきます。貸人からの申し出となっている4件は経営再開又は自作するためとなっています。あっせんのためとなっている10番は本日あっせん委員の選任をいたします。農地法第3条申請のためとなっている2件のうち1件は議案第155号の34番に上がっており、後の1件はこの後総会で審議をお願いすることになります。農地法第5条申請のためとなっている7番は議案第152号の7番に上がっています。報告第76号の説明は以上です。</p>
議長	<p>解約の報告でございますけれども、借人が決まっているものもありますが、そうでない場合は引き続き借人のお世話をよろしくお願い致します。皆さん方から何か質問等はないでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>(はいという声あり。)</p> <p>報告第76号については意見も無いようですので、次に進みたいと思えます。続きまして議案第152号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>総会議案・説明資料の6頁をご覧ください。番号1について説明いたします。位置図の1頁と本日お渡しした資料の1頁併せてご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇でございます。登記地目・現況地目共に田となっています。登記面積は294平米です。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん・〇〇さん夫妻です。共に職業は公務員です。譲渡人は〇〇市の〇〇〇〇さん63歳、無職の方です。転用の目的は一般住宅となっています。施設の概要は居宅1棟124.21平米、2台分の駐車場27.50平米、通路ほかが142.29平米になっています。農地区分は3種農地です。周囲の状況ですが、東は道路(里道)と水路(公有水面)、西は道路(共有名義の道路)、南と北は宅地となっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで条件はなしとなっています。ここは公共下水道区域となっています。説明は以上です。</p>
議長	<p>ここで担当委員の現地調査報告をお願いします。</p>
担当委員	<p>申請人の〇〇さんが直接我が家に来られ説明を受けました。周りは宅地になっていますので、問題は無いと思えます。以上です。</p>
議長	<p>今担当委員から説明があった通り周囲は宅地化され農地はありません。皆さんから質問や意見はありませんか。何かございせんか。よろしいでしょうか。</p>

	(はいという声あり。) それでは採決いたします。1 番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成ということで進めさせていただきます。 続いて2番について説明をお願いします。
事務局	番号2について説明します。位置図と本日お渡しした資料の2頁をお開きください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番〇、〇〇番〇、〇〇番〇の3筆でございます。登記地目・現況地目3筆共に田になっています。登記面積はそれぞれ61平米、11平米、260平米で合計332平米です。譲受人は〇〇区の株式会社〇〇〇〇の代表取締役〇〇〇〇さん、不動産業の方です。譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん77歳、農業の方です。転用目的は建売分譲です。その概要は1棟の居宅101.28平米と4台分の駐車場50平米、通路ほかが180.72平米になっています。農地区分は1種農地で、周囲の状況ですが、東は道路(共有名義の道路)と宅地、西は道路(市道)と水路、南は宅地(この宅地は今年8月に転用の申請があった一般住宅が建築中です。)、北は道路(共有名義の道路)となっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで、条件はなしとなっています。番号2の説明は以上です。
議 長	担当委員から現地調査報告をお願いします。
担当委員	現地は〇〇にある〇〇〇〇堂から〇〇〇〇クリニックの方に市道を約200メートル行った所です。先程の説明にあったように南側は8月の定例総会で農地転用の申請があって、現在建築中になっています。今回申請地の所有者はその時と同じ〇〇さんです。周囲は全て宅地になっていて、ポツンと田んぼが残っている状況で、周囲の道路よりも50センチメートル位低くなっていて、作付けはされていませんでした。そのような状況です。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ありがとうございました。担当の最適化推進委員の〇〇さんから何か補足はございますか。
担当推進委員	いいえ、特にありません。
議 長	地図には表示されていませんが、隣は許可を受けた一般住宅が建築中です。この前の現地調査では、この田んぼに入ってきていた農業用水を処理できれば良いのではという感じがありました。皆さん方から何か質問や意見はございませんか。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) それでは採決したいと思います。2番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	賛成全員によりまして許可相当として、県へ送ります。 続いて3番の説明を求めます。
事務局	番号3について説明します。位置図3頁と本日お渡しした資料の3頁をご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番〇でございます。登記地目・現況地目共に畑となっています。登記面積は3,233平米です。譲受人は〇〇市の〇〇〇〇〇〇株式会社の代表取締役〇〇〇〇さんです。譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん71歳、自営業の方です。転用の目的は太陽光発電装置です。その概要は太陽光発電装置パネル328枚、578.57平米と通路ほかが2,654.43平米になっています。農地区分は2種農地で、周囲の状況ですが、東は畑と水路、西は宅地と道路と畑、南は畑と水路、北は道路と畑になっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで、条件はなしとなっています。北側の道路を挟んだ所は11月に太陽光発電装置での農地転用の申請があります。番号3の説明は以上です。
議 長	ここで担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	申請地は〇〇区の〇〇という所です。〇〇は2つの谷に沿って集落があります。今回の申

	請地はその中の1つ〇〇堤下になります。申請地の周囲は果樹園だったのですが、もう一部しか作られていません。雨水は自然に下流に流れて、堤からの水路に入っていくようになります。よろしくお願いします。
議長	現地を確認しましたが、周囲を含めて荒れていました。皆さんから質問や意見はございませんか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) それでは採決します。3番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により処理いたします。 続いて4番の説明を事務局からお願いします。
事務局	番号4について説明します。位置図と本日お渡しした資料共に4頁をご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地と〇〇番地の2筆でございます。登記地目・現況地目は2筆共に畑となっています。登記面積はそれぞれ238平米と627平米で、合計865平米です。譲受人は3番と同じ〇〇市の〇〇〇〇〇〇株式会社の代表取締役〇〇〇〇さんです。譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん69歳、無職の方です。転用の目的は太陽光発電装置です。その概要は太陽光発電装置パネル236枚、443.31平米と通路ほかが421.69平米となっています。農地区分は2種農地です。周囲の状況ですが、東は畑、西は道路を挟んで畑、南と北は道路と畑になっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで、条件はなしとなっています。番号4の説明は以上です。
議長	担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	譲渡人の方はご主人を亡くされていて、自身は農業をされていません。ここもミカン園でしたが、この数年は耕作放棄地となっていました。
議長	皆さんから質問・意見はございませんか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) それでは採決します。4番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により先に進めます。 事務局から5番の説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料の7頁をご覧ください。番号5について説明します。位置図と本日の資料は5頁をご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地でございます。登記地目・現況地目は共に田となっています。登記面積は1,342平米です。譲受人は3番・4番と同じ〇〇市の〇〇〇〇〇〇株式会社の代表取締役〇〇〇〇さんです。譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん73歳、自営業の方です。転用の目的は太陽光発電装置で、その概要は太陽光発電装置パネル308枚、578.65平米と通路ほか763.35平米となっています。農地区分は2種農地で、周囲の状況ですが、東は道路を挟んで田、西は道路・山林・宅地、南は道路を挟んで田、北は道路となっています。関係機関との協議ありで条件はなしとなっています。番号5の説明は以上です。
議長	担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	ここは農振除外の審議のときにもったいないという意見もあった所です。申請地の西側は急傾斜地にして大雨の時は土砂が田んぼに入って苦心されています。また、後を継いで作ってくれる人がいないことから譲りたいとのことでした。どうぞよろしくお願いします。
議長	申請地の南側は細長くなっていますが、この部分にも太陽光発電パネルが設置されるのですか。
事務局	いいえ、そこには設置されません。幅の広い所だけです。
議長	それではフェンスはその細い部分には設けられますか。
事務局	いいえ、細長い部分にはフェンスの設置はありません。その部分は空き地になります。

議 長	それでは皆さんから質問・意見をお願いします。
10番委員	この地目は田んぼで4番は近くの畑でしたが、買収価格に差はあるのでしょうか。
事務局	4番の畑の方が高くなっています。具体的には4番の畑が〇〇千円/10aです。この田んぼは〇〇千円/10aになっています。4番とこの5番共に土地代が〇〇万円となっています。土地の広さで単価に差が生じています。
議 長	よろしいでしょうか。他に質問・意見はございませんか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。)
	それでは採決します。5番に賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員賛成ということで先に進めさせていただきます。 それでは6番の説明をお願いします。
事務局	番号6について説明します。位置図と本日の資料の6頁をご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇でございます。登記地目・現況地目共に畑となっています。登記面積は385平米で、この申請に当たり分筆登記されています。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん27歳、会社員の方です。譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん83歳、無職の方です。二人は孫と祖母の関係です。位置図をご覧ください。申請地の北側に家がありますが、ここには譲受人の父親がお住まいになっています。その西側に譲渡人のお住まいです。転用の目的は一般住宅です。その概要は1棟の居宅117.25平米と4台分の駐車場72.00平米、通路ほかが195.75平米になっています。農地区分は2種農地です。周囲の状況ですが、東は宅地、西は分筆残地を含む畑、南は道路(市道)、北は道路を挟んで宅地になっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで、条件はなしとなっています。道路法第24条工事承認申請を都市建設課に出されています。その内容は合併浄化槽の排水と雨水の排水のための側溝を市道の横断という形で設置されます。番号6の説明は以上です。
議 長	担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	現地は〇〇団地を通り抜けて〇〇区のバイパスまで通っている市道沿いになります。道がかなり狭くなっているのですが、ここから出入りされるのかなと思いついて来ました。ここは畑ですが、ミカンの木が1本と何か分からない木が数本植えられていました。畑と市道との高低差はほとんど無い状況です。報告は以上です。よろしくをお願いします。
議 長	担当の最適化推進委員の方から補足等はございませんか。
担当推進委員	周囲の農地への影響は特にありません。お祖母さんが高齢ですので、いっしょにどうか近い所に居てもらいたいとのことだと思います。
議 長	そうなんでしょうね。一緒に居たらやぐらしか、おらんぎ寂しかということが良くあることですが、自分の持っている土地内に住宅を設置することです。冗談はこれ位で何か皆さん方からありませんか。
10番委員	担当委員の方は南側の道から車の出入りをされると説明されましたが、かなり狭いので北側の実家側からされるのではないですか。
事務局	本日お渡しした資料の6頁をご覧ください。配置図となっています。申請地のほぼ中央に居宅があり、その南側に4台分の駐車スペースが取られています。セットバックをして駐車スペースとなっていますので、狭いことは変わりありませんが道に出ることは出来ると思います。
10番委員	こんな狭い道で建築確認は下りたのでしょうか。
事務局	この道は市道ですので下りたのではないかと思います。
議 長	他にございますか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。)
	それでは採決します。6番について賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	賛成全員により処理いたします。

	続いて7番の説明をお願いします。
事務局	7番について説明します。位置図と本日の資料の7頁も併せてご覧ください。この案件は親子での使用貸借権の設定がされます。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番〇〇でございます。登記地目・現況地目共に畑です。登記面積は632平米です。借受人は〇〇〇〇さん51歳、漁業の方です。貸出人は〇〇〇〇さん74歳、無職の方です。転用の目的は露天資材置場です。その概要は資材(箱舟)置場70平米、3台分の駐車場22平米と作業場ほかが540平米となっています。周囲の状況ですが、東と西は宅地、南は雑種地、北は宅地と水路、道路になっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで、条件はなしとなっています。7番の説明は以上です。
議長	担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	現地は私の住まいの隣です。申請人の〇〇さんは農業も十分されていますが、後継ぎの〇〇さんは漁業(海苔養殖業)で生計を立てられています。ここではブドウを栽培されていましたが、海苔のための資材置場を家の近くに欲しいということで説明を受けています。土を盛ったり切ったりすることは無く、現状のままで使うとのこと。排水する所もあり問題ありません。以上です。
議長	現状の資材置場では足りなくなつたのでしょうか。
事務局	事業計画書を出してもらってしまして、その中に回答になることが書かれていますので、事業計画書を読み上げます。私は漁業(海苔養殖)を営んでおり、現在海苔網やその他の資材の保管などは自宅の方で行っているが、資材の点数が多く自宅で保管できない分を自宅から1キロメートル程離れた広域農道の高架下に保管している。その為作業効率が悪く、無断で高架下を使用している現状を改善するため、今回申請地を資材置場として借受け利用する計画をした。申請地は農地ではあるが、自宅に隣接した場所で周りに影響を与えるような農地も無く、現在耕作も行っていないことから当該地を選定した。申請地には伝馬(箱船)6台、コンポーザ(支柱)、コンテナ、浮動管等を保管し、搬入・搬出のためのトラックが作業するスペース、また現在自宅倉庫にトラック・軽自動車を駐車しているが、自宅敷地から市道への通路が狭小で見通しが悪く不便なことからそれらの駐車場として使用する予定である。以上です。
議長	海から遠い方に現在資材を置かれているということですね。皆さん方から質問等はありませんか。採決をしてもよろしいでしょうか。 (はいという声あり。) 採決します。7番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	はい。ありがとうございました。賛成全員によりまして取り扱います。 それでは次の議案に移ります。議案第153号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」を議題といたします。1番の説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料は8頁をご覧ください。1番について説明いたします。位置図と本日お渡しした資料の8頁を併せてご覧ください。土地の所在は〇〇字〇〇〇〇番〇〇でございます。本申請に当たり分筆登記されています。登記地目は畑ですが、平成24年10月に4条適用除外承認を61平米受けておられるため、現況地目はその部分が普通宅地になっています。登記面積は103平米です。申請人は〇〇区の〇〇〇〇さん74歳、農業の方です。農地区分は3種農地です。転用の目的は倉庫及び進入路です。その概要は1棟の倉庫21平米と進入路が82平米になっています。周囲の状況ですが、東は宅地と自身の畑、西・南・北は宅地となっています。備考欄に記載のとおり関係部署との協議はしてありまして、条件は無しとなっています。説明は以上です。
議長	自分の敷地を交通整理しておられるようです。担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	申請人の方は倉庫の申請は以前に終わっているはずで、今回の申請に必要なのかとおっしゃっていました。今回の申請は家族の車が増え、駐車場を確保するために農地を潰して進

	入路を作りたいとのことでした。進入路は畑よりも約30センチメートル高くして、長さは約7メートルになるとのことです。よろしく願います。畑は立派に作ってありましたので、もったいないと思いました。
議長	今回の申請に倉庫を入れなければならない理由は何ですか。
事務局	平成24年に4条適用除外の承認を受けていますが、これは鹿島市農業委員会の許可です。一方4条は県知事の許可ですので、依然許可を取られた倉庫も含めて4条申請を行い、県知事の許可を取るとい形にしています。確かに今回の転用は進入路の部分だけになります。
議長	皆さんから質問・意見はございませんか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) 採決します。1番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により許可相当として進めさせていただきます。 2番の説明を事務局から願います。
事務局	2番について説明いたします。位置図と本日の資料の9頁を併せてご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番〇と〇〇番〇の2筆でございます。登記地目は畑と田ですが、現況地目は村落地区と田になっています。登記面積はそれぞれ74平米と110平米で合計184平米になります。この申請に当たり分筆登記されています。申請人は〇〇区の〇〇〇〇さん76歳、会社役員の方です。農地区分は1種農地です。転用の目的は一般住宅です。その概要は1棟の居宅54.24平米、1棟の車庫27.57平米、通路ほか102.19平米になっています。周囲の状況ですが、東は宅地と田、西は田、南は水路を挟んで田と宅地、北は道路(市道)と宅地になっています。備考欄に記載のとおり関係部署との協議はしてありまして、条件は無しとなっています。始末書が提出されています。説明は以上です。
議長	始末書を読み上げてください。
事務局	(始末書の読み上げ。)
議長	それでは担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	現地は〇〇区へ行く県道にある〇〇のバス停から〇〇〇〇園や〇〇〇〇館の方向へ市道を入った所になります。〇〇番〇には既に片流れのスレート葺の車庫(鉄骨造り)が建っています。〇〇番〇の車庫以外の部分と〇〇番〇は畑のようでした。宅地や道路よりも少し低くなっています。西側に市道からの進入路を設けられますが、緩い傾斜を付けられるとのことでした。西側の分筆残地の田んぼにはネギが植えられていました。報告は以上です。
議長	西側に進入路を新たに設けてありますが、東側にある既存の敷地ではいけなかったのでしょうか。
担当委員	行政書士さんから伺いましたが、消防法か建築基準法で新たに進入路が必要になったそうです。実際は母屋の方から出入りされるそうです。
議長	皆さんから質問や意見はございませんか。
10番委員	母屋の周囲にはブロック塀があるのでしょうか。
議長	南側には設置されていなかったのでしょうか。担当の最適化推進委員の山口さん、その点どうでしょうか。
担当推進委員	市道沿いの北側と西側にブロック塀があります。
議長	他はありませんか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) それでは採決します。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)



議長	賛成全員により処理させていただきます。 3番の説明をお願いします。
事務局	3番の説明をいたします。総会議案説明資料は9頁。位置図と本日の資料は10頁をご覧ください。この案件は先月の総会でも審議していただきましたが、営農が続けられるのかとか、営農が出来なくなった場合はどうするのかという意見が出て継続審議となっていました。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地でございます。登記地目・現況地目共に畑となっています。ここは平成12年に田から畑に形状変更申請がされていて田から畑へ地目が変わっています。農地面積（登記面積）は1,054平米ですが、一時転用されるのは太陽光発電パネルの支柱部分の0.69平米です。申請人は〇〇区の〇〇〇〇さん67歳、自営業の方です。農地区分は1種農地です。転用の目的は営農型太陽光発電設備となっていて、その支柱基礎88か所分で0.69平米となっています。周囲の状況ですが、東は道路と宅地、西は田と宅地、南は宅地、北は水路です。備考欄に記載のとおり関係部署との協議はしてありますが、担当農業委員の同意は無しとなっています。それから農林水産省からの営農型太陽光発電装置の設置状況についてのデータを付けています。データは令和元年度末です。それから先月と変わったところが現地の草払いをしてあることと周囲の住民の方に太陽光発電装置を設置することを伝えられたということです。説明は以上です。
議長	担当の農業委員の同意が取られていないことが引っかかっていますし、太陽光が優先なのか、農業生産である営農が優先なのかを先月の総会では論議したと思っています。だから色んな縛りを整理するべきだと思っています。だから先月は保留しています。作物は変わっていないのですね。それから先月の総会後に現地の測量をしていたという情報を受けたのですが、担当の最適化推進委員さん、本当ですか。
担当推進委員	確かに先月の総会が終わった後に現地は草払いがされましたので、営農をされるのかなと思っています。先日2~3人が来て測量されていました。草払いも測量するためだったのではないかと思います。事務局には測量の相談をされていたのでしょうか。
議長	先月の総会後に申請人は(事務局に)来られていますか。
事務局	来られていますが、測量のことで話は聞いていません。
議長	事務局としては申請書類に不備が無ければ受け付けざるを得ないと思いますが、審議はあくまでも農業委員の中でしていきたいと思えます。 先日、鹿島市土地改良区の理事長とお会いしたので、このことについての意見を聴きました。土地改良区としては賛成できないとはっきりおっしゃいましたので、困ったなあと思ったところです。ただ農業が本意なのか、太陽光発電が本意なのかのところで、非常に業者的にも癖のある人ですので、イエスとは言いにくいと思っています。事務局は責めないで、我々で入口ですからしっかり審議したいと思えます。
3番委員	ノーと言える理由はないのですか。
事務局	理由がありません。
4番委員	サカキでは出荷するまでに何年もかかると思えます。猶予期間があるでしょうか。その場合の営農活動の確認はどうするのですか。出荷も無く、草払いをしていれば良いのでしょうか。その見極めと誰が(営農活動を)判断するのでしょうか。これでは太陽光発電がメインになるのではないのでしょうか。
3番委員	あくまでも営農というのは見せかけで、ただ太陽光発電をしたいからの申請でしかないと思います。このような本人の姿勢は問題ありだと思います。サカキの手入れをして栽培と販売を本当にされるのか甚だ疑問です。
議長	販売計画みたいなのはあるのですか。
事務局	販売計画というのかどうか分かりませんが、営農型発電の農水省から出ているマニュアルには条件が記載されています。まず営農の適切な継続が確保され、支柱がこれを前提として設置される当該設備を支えるためのものとして利用されること。発電設備の下で生産された農

	<p>作物に係る状況を、毎年報告すること。その内容についても知見を有する者の確認を受けること。あとは営農の適切な継続が確保されなくなった場合や確保されないと見込まれる場合は適切な日照量確保等のために必要な改善措置を迅速に講ずること。営農が出来なくなったときは遅滞なく報告し、速やかに支柱を含む当該設備を撤去し農地に回復することが条件となっています。</p>
議長	<p>それをコピーして、皆さんに配ってください。 営農型は通産省が推奨しているのですか。</p>
事務局	<p>農林水産省が推奨していますので、あくまでも営農が本来の目的で遊休農地をこれ以上増やさないための方策です。</p>
議長	<p>申請地は荒廃地として認知するべきでしょうか。</p>
事務局	<p>遊休農地でしょうね。耕作放棄地と言った方がいいかもしれません。今の状態では耕作する意思が無いようですから。</p>
議長	<p>我々は何回となく注意をしてきたのに営農活動がされていない。申請人の姿勢として太陽光ありきの色んな手立てをしていると受け止めているはずですが、これ自体には反対ではなく、せめて基本である農作物を1回位しっかり作りなさい。管理をしなさい。そうしたら、我々の気持ちも動くよという話ですよ。(太陽光)ありきだから皆さんイエスと言いたくないのだと思います。2カ月もかけて審議をしているのはそういうことだからです。</p>
7番委員	<p>農地に戻すという条件があるじゃないですか。それには期限はないのですか。</p>
事務局	<p>制度的なことと言えば、今回の申請では3年に1度更新の許可申請をする必要があります。それと最終的には計画上は約20年後に農地に戻さなければいけません。</p>
7番委員	<p>逆に言えば営農を続ければ、20年程度は営農型の太陽光発電が出来るのですね。</p>
事務局	<p>そうなります。</p>
議長	<p>条件の最初に営農の適切な継続が確保されと記載されていますから、許可は出来ないのではないですか。</p>
事務局	<p>そこは許可後の話です。</p>
議長	<p>我々はそうは考えないけれども。例えば、サカキを植えて1年位管理をきちんとした後なら太陽光もどうぞとした場合、料金的な影響があるのでしょうか。</p>
事務局	<p>この前、参考人として来てもらった時の話では単価が高い契約期間の期限が切られています。あと19年何カ月と言われていました。</p>
2番委員	<p>よろしいでしょうか。この前、NHKのテレビで営農型太陽光発電を観ました。放棄地を活用して営農型をするというものでした。業者が農地を借りて太陽光発電をし、下でサカキを栽培するというものでした。農地を貸して金になって、サカキを出荷して金になるということでしたが、今回は自分の農地で太陽光と営農の両方をやられるので、今までの申請人のことから大丈夫なのかと考えます。</p>
議長	<p>他にはありませんか。</p>
3番委員	<p>作物が稲だったら手入れをきちんとしなければ収穫できませんが、サカキは手を掛けなくても出来ますし植えているだけでも営農の理由付けがし易いですので、果たしてこれでいいのかと思います。逃げのし易い作物だと思います。</p>
議長	<p>このままでは先に進みませんので、この件に関してはここで中断します。後に回します。総会の最後で再度審議したいと思います。そのときは皆さんの考えを個別にお伺いいたします。よろしいでしょうか。 (はいとあり。) 議案第154号を審議します。「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。1番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>総会議案・説明資料の10頁をご覧ください。1番について説明いたします。位置図につきましては11頁をご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地でございます。登記地目・現況地目共に田となっています。登記面積は711平米です。</p>

	譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん69歳、農業の方です。譲渡人は同じく〇〇区の〇〇〇〇さん80歳、無職の方です。この二人での3条申請は先月の総会にもありましたが、譲受及び譲渡理由は経営規模の拡大と農業廃止です。お二方は親戚（従弟）とのことでした。農地法第3条の現地確認調書につきましては、〇〇農業委員と〇〇農地利用最適化推進委員で行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名がぁっているところでございます。1番の説明は以上です。
議 長	この件について担当委員から何か補足はありますか。
担当委員	事務局の説明のとおりで補足することはありません。
議 長	担当の最適化推進委員さんから何かありますか。
議 長	皆さんから質問・意見はございませんか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) 無いようですので採決します。1番に賛成される方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	賛成全員により、許可することといたします。 2番の説明をお願いします。
事務局	2番について説明いたします。位置図につきましては12頁をご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番〇、〇〇番〇、〇〇番〇、〇〇番〇、〇〇番〇の5筆でございます。登記地目は田で、現況地目が822番3は田ですが、他の4筆は介在田となっています。登記面積はそれぞれ649平米、1,780平米、1,427平米、575平米、90平米で合計が4,521平米となっています。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん40歳、会社役員兼農業の方です。譲渡人は〇〇市〇〇町の〇〇〇〇さん56歳、自営業の方です。譲受及び譲渡理由は小作地の取得及び売買となっています。農地法第3条の現地確認調書につきましては、〇〇農業委員と〇〇農地利用最適化推進委員で行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名がぁっているところでございます。3番の説明は以上です。
議 長	ここは既に借りてアスパラを作られている所です。譲渡人の方はこちらにおられません。バイパスに接している細長い部分は進入路ではなく、田んぼになっているのですか。担当委員の〇〇さんから補足をお願いします。
担当委員	現在〇〇になっている土地も転用前は譲渡人の〇〇さんの田んぼでした。北側にアパートがその後に建ったのですが、バイパスから進入できなくなるので、この細長い分を相談されています。私から事務局に質問しますが、介在田とは何ですか。
事務局	課税上の地目で、宅地並みに課税しますということです。介在田とか介在畑という地目は町中に多くなります。
議 長	皆さんから質問・意見はございませんか。
2番委員	譲受人の職業は会社役員兼農業になっています。会社役員というのは建設関係の会社で購入目的が営農以外にあるのではないですか。
事務局	譲受人の方が不動産業もされておられるための心配なのかなと思います。当地は第1種農地で転用するには農振除外から必要となります。転用できないことはありませんが、色んな制約が出てきます。
担当委員	譲受人の方は既にここでアスパラを作られています。その小作地を購入されます。かつては譲渡人の父親が所有者でしたが亡くなられ、〇〇市でケーキ屋か菓子店を営まされている長男が相続されました。以前は〇〇市から通われて耕作されていましたが、菓子店の営業との両立はできないので、10年位前から耕作をいらいされています。小作料のやり取りも面倒なので売りたいとのこと。
議 長	他にありませんか。
10番委員	参考までに売買価格を教えてください。
事務局	全部で〇,〇〇〇千円です。反当〇〇千円になります。

10番委員	かなり安いですね。
議長	他にありませんか。無いようですので採決を取ります。賛成される方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議長	賛成全員によりまして許可することといたします。 3番について説明をお願いします。
事務局	3番について説明いたします。位置図につきましては13頁をお開きください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地、〇〇番地、字〇〇〇〇番〇の3筆でございます。登記地目・現況地目共に田です。登記面積はそれぞれ484平米、86平米、1,482平米で合計が2,052平米となります。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん60歳、農業兼会社員の方です。譲渡人は同じく〇〇区の〇〇〇〇さん43歳、無職の方です。譲受及び譲渡理由は経営規模の拡大と労力不足となっておりますが、実際は圃場整備に伴う未登記地の売買のようです。圃場整備の換地登記は来年度に予定されています。農地法第3条の現地確認調書につきましては、〇〇農業委員と〇〇農地利用最適化推進委員で行ってもらいまして、問題なしとして、両担当員より署名があつているところでございます。3番の説明は以上です。
議長	担当委員さんから何かありますか。
担当委員	現地は圃場整備工事が終わっていますが、まだ換地登記は済んでいません。譲受人の〇〇君は建設会社に勤めていまして、土・日曜の会社の休みのときに米作りをしています。譲渡人の父親が施設に入られていまして農業をする人がいない状況で、譲受人が買うことになっておりますので、よろしくをお願いします。
議長	圃場整備を始める前に手続きをしておかなければいけなかったということでしょうか。
担当委員	そうです。
議長	皆さんから質問や意見はありませんか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) 採決します。賛成される方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議長	全員賛成ということで取り扱います。 次に移っていきます。議案第155号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」を議題と致します。この案件については一括して審議致します。事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第155号について説明いたします。総会議案・説明資料は11頁から16頁までとなります。この案件につきましては1議案で41件でありまして、16頁に記載されている39番から40番は農地中間管理機構との貸借となる案件です。15頁に記載されている38番はあつせんです。今総会後に所有権が売り手から公社に移ります。利用権設定されている案件が1番から37番までの37件です。利用権設定の37件のうち、新規が20件。再設定(更新)が17件となっております。そのうち、使用貸借権の設定は9軒で、賃貸借権の設定は28件です。賃貸借権設定28件のうち、現金扱いが8件で、物納扱いが20件です。契約期間については、15年が1件、10年が4件、8年が2件、5年が24件、3年が3件、1年が3件となっております。使用貸借権が設定されている9件は13番、18番、21番が更新です。29番、30番、31番、32番、33番の5件は〇〇〇〇の〇〇〇〇氏が借人で、この地区はこれまでも使用貸借で耕作をされています。37番はこれまで5年程度耕作されていなかった田んぼを隣接の方が作られます。これまで耕作されていなかったため、再整備に費用を要することと末端の田んぼで用水が入ってこないため使用貸借となっております。農地中間管理機構との貸借は3件で、全て更新となっております。契約期間は5年が2件、4年9カ月が1件となっております。設定する権利は賃貸借件の設定が2件、使用貸借権の設定が1件となっております。議案第155号の説明は以上で

	す。
議長	<p>件数的には41件とまあ多い方だと思いますが、皆さんから意見をお聞きしたいと思います。何かございませんでしょうか。</p> <p>〇〇地区で使用貸借権が多くあるようですが、以前にも使用貸借での利用権設定があったと思います。担当委員の方にお尋ねしますが、どう判断すればよろしいでしょうか。前のは通しておいて、今回はダメとは言えないと思います。地区で決めた賃料を守ってもらうようお願いをしています。〇〇地区と〇〇〇〇はどのような話がされているのでしょうか。</p>
9番委員	<p>実際、〇〇区では〇〇〇〇が一手に引き受けられて、地区に米作りをされている方が2～3人しかおられません。〇〇区の人からは賃料は要らないと言われます。作ってもらえれば自分たちは管理をしなくてもいいし、管理の手間も費用も要らないからと全体での考えのようで、私も困っています。15頁の32番は私の地区にある農地で、この前後は私の法人が借りて耕作しています。賃借料は反当1万円支払っています。</p>
議長	<p>〇〇区で米作りをされている2～3人の方が借りておられるのは、賃料を払われているのですか。</p>
9番委員	<p>賃料を払われているようです。〇〇〇〇が作られている所だけが使用貸借になっています。</p>
議長	<p>そうですか。誰か〇〇〇〇を紹介しているのでしょうか。</p>
9番委員	<p>誰かが誘導しているというわけではなく、〇〇区の中では〇〇〇〇に使用貸借ということが決まってしまうようです。それから今年ですがイノシシ被害が結構出ていまして、このことも使用貸借になった一因かもしれません。3重にしたワイヤーメッシュを突破されたそうです。</p>
2番委員	<p>私の地区でも使用貸借での利用権設定がありました。その借人が言われるには〇〇では使用貸借での設定があるから、ここもよかろうもんということでしたが、無償では駄目だから、いくらでもいいからとお願いしたことがあります。ここは貸人の方が病気だったので、人助けだと思ってと言って、反当米20キロで話がまとまりました。会長からただ貸しはしないようにという提案が以前からありますので、難しい面もあるかと思いますが、声を上げていきましょう。</p>
9番委員	<p>昨年秋の生産組合長会議で賃借料の話をして了解されても、個人個人になるとどうしても守られていないようです。</p>
議長	<p>圃場整備をした世代から交代して、何のためにしたのか理解されていない。</p>
11番委員	<p>国にも責任はあるのでは。圃場整備をしても農産物の価格が低迷しているので、後継者がいないため、〇〇区のように入作が多くなってしまっている。</p>
議長	<p>区長や生産組合長と話をしても解消しないでしょうね。借り手と話し合いをしないとイケませんね。</p>
9番委員	<p>これだけ〇〇区に〇〇〇〇が入って来られて実績を上げられているのに、一農業委員として話を改めってもらうのは難しいことだと思います。農業委員会として話をしていたかないと解消しないと思います。</p>
議長	<p>そうですね。最初の入口からのことでしょうか、農業委員会として取り組みたいと思います。私の地区でも使用貸借での貸し借りが出てくることがあるので、電話して改められています。</p>
3番委員	<p>以前はただでの貸し借りはダメですよという指導は無かったのではないのでしょうか。その流れで今まで来ているのだと思います。</p>
10番委員	<p>私の地区では昨年貸し手の方がただでは貸さないと強気で〇〇〇〇と交渉されました。その結果反当米30キロで改められています。それ以降は貸貸借になっています。</p>
2番委員	<p>ということは〇〇〇〇と我々が話し合いをする必要があると思います。会長を筆頭をお願いします。</p>
10番委員	<p>話し合いには所有者の方から要望してもらった方が効果的だと思います。私と担当の最適化推進委員さんだけでは通じませんでした。</p>

議 長	<p>そうですね。所有者から直接言い分を言ってもらうようにしたいと思います。</p> <p>最初に言いました通りこれまで認めている分があります。今回は通さないということは出来ません。一気に解決とはいかないと思いますが、一度〇〇〇〇とは農業委員会で話し合いを試みます。ここは申請通りで採決はしたいと思います。それでよろしいでしょうか。</p> <p>(はいという声あり。)</p> <p>他に質問・意見はありませんか。それでは採決したいと思います。</p>
	(2番委員・3番委員 退室)
議 長	<p>議案第155号に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>賛成全員により議案第155号は決定することに致します。</p> <p>(2番委員・3番委員 入場)</p>
議 長	<p>続きまして議案第156号「令和3年度第2回農地法第2条の第1項の「農地」に該当するかどうかの判断について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第156号について説明致します。総会議案・説明資料は17頁から20頁までとなります。この案件につきましては1議案で85件です。これらの農地は一昨年夏の農地利用状況調査で遊休農地・荒廃農地と判断された85筆で、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的条件整備が困難な場合やその土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することが出来ないと見込まれる農地となっています。これに加えまして相続税・贈与税納税猶予をされていないこと。農業者年金(経営移譲)の対象農地でないこと。中山間直接払交付金等の対象農地でないこと。圃場整備や多良岳パイロット事業等の補助事業が行われていないことなどを事務局が確認して、先月に担当委員の方等と現地を確認して妥当かどうかを判断していただいています。能古見地区の件数が多かったものですので先行して能古見地区を行いました。今回85筆、農地面積にして92,912.57平米を議案として上げました。本総会で承認をいただければ、非農地通知を発出する流れとなります。簡単ではありますが説明は以上です。ご審議の程よろしくお願い致します。参考として位置図を付けていますので、いっしょにご覧ください。</p>
議 長	<p>担当の委員さんには事前に相談して把握をいただいているものと理解しております。皆さんから質問や意見はございませんか。</p>
3番委員	<p>能古見以外の地区はどうなるのですか。</p>
事務局	<p>能古見地区は件数が多かったので先行しましたが、他の地区も現地確認を終われば議案に上げていきます。</p>
議 長	<p>少しずつ交通整理をしていきたいと思います。現地調査は大変と思いますが、よろしくお願い致します。</p> <p>他に質問・意見はございませんか。よろしいでしょうか。</p> <p>(はいという声あり。)</p> <p>それでは採決したいと思います。議案第156号に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>賛成全員により承認されました。</p>
事務局	<p>非農地通知を発出いたします。</p>
議 長	<p>議案第157号に移ります。「下限面積(別段の面積)の設定について」を議題と致します。この件に関しましては毎年皆さんの意見を伺うようになっていきます。事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第157号について説明いたします。総会議案資料の21頁をご覧ください。それと参考資料として2枚綴りをご覧ください。農地法第3条の権利取得後の経営面積が50アール以上でなければ許可できないという要件がございます。農業委員会が別段の面積を定めた場合は、その面積とすることができます。この別段の面積につきましては、先程会長からありました通り、国からの通知により毎年検討を行うようになっておりますので、今回提案させていただきます。</p> <p>農地法施行規則第17条に規定されている別段の面積の基準では、農家全体数の概ね40%を下回らないと定めてありますが、本市では経営面積が50アール（5反）未満の農家割合は2020農林業センサスの確定値で見ますと33%となっております。よって、現状の50アールを変更しないという方針を今回も提案いたします。</p> <p>また、空き家バンクに登録された空き家に付随する農地で、農業委員会が認めた農地につきましては、農業をやってみたいという移住者の選択肢を拡大し、移住定住を促すと共に、遊休農地の発生防止・解消を少しでも改善したいという目的があることから一昨年9月の総会で1平米以上の農地の取得を定めていただいておりますので、現行とおりで提案いたします。</p> <p>参考資料には農地法等の抜粋と県内の別段面積の状況を付けています。県内では50アールとなっているのは唐津市、伊万里市、鳥栖市、多久市、武雄市、小城市、嬉野市と鹿島市になっています。神埼市は旧背振町が30アール、太良町は全体で30アールになっています。白石町は全体的には50アールですが認定新規就農者は10アールになっています。佐賀市は大和町の一部と富士町と三瀬村は以前から30アールとなっていました。今年度から全体で50アールから30アールと下げられました。この目的は新規就農者を多くしたいということです。それと資料の右側には空き家バンクに登録された空き家に付随する農地の設置状況を記載しています。この資料の中では太良町だけがありません。鳥栖市、武雄市、神埼市、白石町には空き家だけではなく空き地バンクという制度もあります。説明は以上です。ご審議の程よろしくお願ひします。</p>
議長	ルールからすれば鹿島市は30アールにするにはどうなれば良いのですか。
事務局	資料を1枚捲ってください。ここに経営耕地面積規模別経営体数を付けていますが、0.3ha未満の数が全体の40%以上になれば出来ます。
議長	農業委員会としては就農支援の一環でもあるから、どう持っていけば良いのでしょうか。
事務局	今年度から佐賀市は50アールから30アールに変えられていますので、就農者の成果はどうですかと聞いてみました。答えはPR不足もあるかもしれないが、参加者は増えてはいないとのことでした。
議長	(農地を)借りれば済むことだから。
事務局	そうです。また、花や施設で就農される方には、計画を立てての参加であれば50アール未満でも所有権を認めるという例外的な決まりもあります。これを適用されている県内の市町がほとんどだと思いますので、30アールに拘らなくても良いのではないかと思います。
議長	<p>ルールでもありますので、これまで通りでよろしいでしょうか。また、特殊事情は検討するでよろしいでしょうか。</p> <p>(はいという声あり。)</p> <p>採決します。賛成の方の挙手を求めます。</p>
	(全員挙手)
議長	<p>賛成全員です。これまで通りでやっていきますので、よろしくお願ひします。</p> <p>長引いていますが、議案第153号の3番を再度審議しますが、ここで5分間休憩します。4時15分から再開します。</p>
	(休憩5分間)
議長	それでは再開します。議案第153号の3番の営農型の太陽光発電の件ですが、採決を取

	る前に皆さんの考えを個別に伺いたいと思います。
1番委員	作物の管理状況や出来上がりを観てみたいと思います。
議長	状況を観てからということですね。
2番委員	営農計画上だけでは判断しにくい。彼のこれまでのことから見れば信用が出来ない。(農業の)経験がない。今回の目的は農業なのか、太陽光発電なのか。太陽光発電が主目的ならば可笑しいという捉え方をしなければいけないと思います。農業を守るための太陽光発電ですから。
議長	分かりました。
3番委員	私も1番委員と同意見です。まずもってサカキを作ってください。営農をしてから考えましょうというのがスッキリすると思います。
4番委員	営農という形は栽培だけいいのか。販売までしてなのか。そこを見極めなければいけないと思います。次のこともあるから農業委員会としての方針も大事なかなと思います。施行者には確約書等の提出も求めるべきではないかと考えます。
議長	分かりました。
5番委員	今までの方が言われたことに賛同します。私は(担当農業委員として)同意していません。反対ありきではありませんが、説明不足でありますし、集落への対応も疎かだと思います。今の時点では反対です。
6番委員	私もサカキを植えた後の作業されるのか観てみたいと思います。サカキは2メートル以上に成長しますから、本気で手入れするのは大変だと思いますので、そこを観てみたいと思います。
7番委員	資料にある通りだと良いとは思いますが、収益が2割減になればダメですから、その場合に撤去できるのか心配です。だからルール上は資料のとおりであれば問題なくても、ただ心配でもあります。
8番委員	これだけの太陽光発電の設備投資をして、営農するにも費用を要するので採算面でどうかと思います。
9番委員	これまでの営農に対して真摯な取り組みの姿勢が見られない。今後最低でも1年間の取り組みを観てから判断をした方が良いと思います。現状では反対に近い保留です。
議長	はい。分かりました。
10番委員	申請人の方はこれまで営農活動をしておられない。不動産屋ですので、そのような中で急にサカキを植えて販売するというのは信じがたいです。
11番委員	皆さんがおっしゃった通りこれまでに営農の実績もないし、営農計画自体がザーツとしていますし、相談した相手の言いなりの安易な考えでは取組まれても上手くいかないと思いますので、私は反対です。
議長	私も基本的に皆さんのおっしゃる意見と同じで、せめて1年は生産状況を観ながら本来の農業用地としての判断をすべきだと思っています。ルールですから営農型太陽光発電自体には反対されないということは農業委員会としても節度ある皆さんの意見であったと理解していますから、このことを踏まえていきたいと思っています。 採決したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
	(賛成者なし)
議長	2カ月に渡って審議を致しました。申請者の提案には決まりでもありますからノーと言えないところもあって、事務局も苦慮したと思っています。総合的に意見を整理して申請者の方には回答致します。議案第153号の3番は否決されたということで取り扱います。但し、本人の自覚ある営農活動を観た上で相談には応じるということに致します。 これで本日の報告・議案についての審議を終わります。
	(午後4時25分終了)



この会議録は、委員会書記をもって記録せしめたもので、その内容は正当なものと認め、ここに署名委員とともに署名する。

令和4年 1月 5日

鹿島市農業委員会

会 長

Ⓜ

6番委員

Ⓜ

7番委員

Ⓜ

事務局長

Ⓜ